

2021年4月19日

一般社団法人 投資信託協会
会長 松谷 博司 殿

(商号又は名称) ラッセル・インベストメント株式会社
(代表者) 代表取締役社長兼CEO
ジョン・アール・ムーア 印

正会員の財務状況等に関する届出書

当社の財務状況等に係る会計監査が終了いたしましたので、貴協会の定款の施行に関する規則
第10条第1項第17号イの規定に基づき、下記のとおり報告いたします。

1. 委託会社等の概況

(1) 資本金の額

2021年3月末現在の委託会社の資本金の額：490百万円

委託会社が発行する株式総数：40,000株

発行済株式総数：34,090株

直近5ヵ年における主な資本金の額の増減：2017年12月15日 資本金490百万円に減資

(2) 会社の機構

① 会社の意思決定機構

経営の意思決定機関として取締役会を置きます。取締役会は、取締役および執行役員の職務の執行を監督し、会社の業務執行上重要な事項を決定します。その決議は、取締役の過半数が出席し、その出席取締役の過半数をもって行われます。取締役会は、原則として、代表取締役社長が招集し、議長となります。

取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結のときまでとし、欠員の補欠として、または増員により選任された取締役の任期は、前任者の残存期間と同一とします。

代表取締役は、取締役会の決議によって選定します。代表取締役の中から、社長を選定します。代表取締役社長は、委託会社を代表し、全般の業務執行について指揮統括します。

更に、委託会社の業務執行にかかる重要事項を審議する機関として経営委員会、会社が持つリスクを一元的に監視、監督し、法令等遵守態勢を確立するための諮問機関としてリスク管理・コンプライアンス委員会を置きます。

② 投資運用の意思決定機構

投資方針の企画・立案は、マルチ・マネージャー運用（運用スタイルの異なる複数の外部委

託先運用会社を組み合わせて行う運用) の場合は、運用部がラッセル・インベストメント グループからの助言等に基づいて行い、その他の場合は、運用部が行います。

投資方針については、代表取締役社長兼C E O、運用部長およびジェネラル・カウンセルを含む議決権を有する委員と、議決権を有しない準委員で構成される投資政策・運用委員会によって審議、決定されます。

同委員会は投資政策・運用委員会規程に基づき、原則月に一度、資産評価・運用状況、運用ガイドライン遵守状況等について報告を受けるとともに、その検証を行っています。

※上記の体制等は2021年3月末現在のものであり、今後変更される場合があります。

2. 事業の内容及び営業の概況

委託会社は、投信法に定める投資信託委託会社であり、証券投資信託の設定を行うとともに金融商品取引法に定める金融商品取引業者としてその運用(投資運用業)を行っています。また金融商品取引法に定める第二種金融商品取引業および投資助言業務等を行っています。

2021年3月末現在、委託会社の運用する証券投資信託(親投資信託は除きます。)は以下の通りです。

種類	本数	純資産総額
追加型株式投資信託	33本	181,237,419,361円
単位型株式投資信託	0本	0円
追加型公社債投資信託	0本	0円
単位型公社債投資信託	0本	0円
合計	33本	181,237,419,361円

3. 委託会社等の経理状況

1. 委託会社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。)並びに同規則第2条の規定により、「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年内閣府令第52号)に基づいて作成しております。

なお、財務諸表の記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

2. 委託会社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第23期事業年度(自2020年1月1日 至2020年12月31日)の財務諸表について、PwCあらた有限責任監査法人による監査を受けております。

財務諸表

(1) 【貸借対照表】

(単位：千円)

第22期

(2019年12月31日現在)

第23期

(2020年12月31日現在)

資産の部

流動資産

預金	1,315,970	1,166,384
前払費用	88,677	44,207
未収委託者報酬	345,451	319,860
未収運用受託報酬	1,721,224	1,809,040
未収投資助言報酬	263,750	241,699
未収入金	※2 373	-
未収還付法人税等	27,111	-
その他流動資産	78,831	161,039
流動資産合計	3,841,390	3,742,231

固定資産		
有形固定資産		
建物付属設備	85,920	193,041
器具備品	34,938	49,674
有形固定資産合計	120,858	242,715
投資その他の資産		
長期差入保証金	71,479	192,056
繰延税金資産	-	55,112
投資その他の資産合計	71,479	247,168
固定資産合計	192,338	489,884
資産合計	4,033,728	4,232,115

(単位：千円)

第22期

(2019年12月31日現在)

第23期

(2020年12月31日現在)

負債の部

流動負債		
預り金	36,971	116,769
未払金		
未払手数料	40,405	43,367
未払委託調査費	582,870	636,955

未払委託計算費		6,752	6,839
その他未払金	※2	260,667	427,969
未払金合計		890,695	1,115,132
未払費用		32,705	41,223
未払消費税等		107,319	170,356
未払法人税等		5,253	33,749
前受金		59,904	58,773
賞与引当金		536,222	471,930
リース債務		–	3,240
流動負債合計		1,669,072	2,011,174
固定負債			
資産除去債務		37,460	39,081
長期未払金		911,360	969,842
長期未払費用		1,063	8,435
長期リース債務		–	8,102
固定負債合計		949,883	1,025,461
負債合計		2,618,956	3,036,636
純資産の部			
株主資本			
資本金		490,000	490,000
資本剰余金			
資本準備金		13,685	13,685
資本剰余金合計		13,685	13,685
利益剰余金			
利益準備金		108,814	108,814
その他利益剰余金			
繰越利益剰余金		802,272	582,978
利益剰余金合計		911,086	691,792
株主資本合計		1,414,772	1,195,478
純資産合計		1,414,772	1,195,478
負債純資産合計		4,033,728	4,232,115

(2) 【損益計算書】

(単位：千円)

	第22期 (自 2019年 1月 1日 至 2019年12月31日)	第23期 (自 2020年 1月 1日 至 2020年12月31日)
営業収益		
委託者報酬	1,186,168	1,057,846
運用受託報酬	6,004,849	5,893,355
投資助言報酬	619,974	596,632
その他収益	1,026,725	532,590
営業収益合計	8,837,718	8,080,425
営業費用		
支払手数料	150,550	156,431
広告宣伝費	2,465	1,742
調査費		
委託調査費	4,874,207	4,496,599
図書費	1,552	1,522
調査費合計	4,875,759	4,498,121
委託計算費	72,436	71,826
業務委託費	403,730	244,392
営業雑経費		
通信費	9,358	10,545
印刷費	10,337	9,421
協会費	11,391	10,926
営業雑経費合計	31,087	30,893
営業費用合計	5,536,029	5,003,408
一般管理費		
給料		
役員報酬	49,302	48,829
給料・手当	1,086,767	1,075,334
賞与	3,947	7,516

賞与引当金繰入額	536, 222	471, 930
給料合計	1, 676, 239	1, 603, 610
福利厚生費	162, 577	162, 591
交際費	9, 437	2, 000
寄付金	313	275
旅費交通費	30, 440	5, 831
租税公課	23, 758	27, 937
不動産賃借料	45, 971	87, 460
退職給付費用	155, 951	150, 467
消耗器具備品費	409, 930	349, 365
事務委託費	10, 227	5, 124
修繕費	3, 272	3, 882
水道光熱費	4, 666	4, 143
会議費用	1, 011	1, 340
固定資産減価償却費	26, 552	27, 743
諸経費	129, 020	286, 147
一般管理費合計	2, 689, 371	2, 717, 921
営業利益又は営業損失 (△)	612, 317	359, 095
営業外収益		
受取利息	42	15
為替差益	4, 145	24, 781
その他営業外収益	3, 193	2, 733
営業外収益合計	7, 383	27, 530
営業外費用		
支払利息	1	-
営業外費用合計	1	-
経常利益又は経常損失 (△)	619, 699	386, 626
特別利益		
資産除去債務戻入益	-	37, 460
受取補償金	-	90, 434
特別利益合計	-	127, 894
特別損失		
割増退職金	67, 371	55, 043

固定資産除却損	※1	-	85,317
特別損失合計		67,371	140,361
税引前当期純利益又は税引前当期純損失（△）		552,328	374,159
法人税、住民税及び事業税		96,301	148,565
法人税等調整額		263,403	△ 55,112
法人税等合計		359,704	93,453
当期純利益又は当期純損失（△）		192,623	280,706

(3) 【株主資本等変動計算書】

(単位:千円)

第22期											
(自 2019年 1月 1日 至 2019年12月31日)											
	株主資本									純資産合計	
	資本金	資本剰余金			利益剰余金				株主資本 合計		
		資本	その他	資本剰余金 合計	利益	その他 利益剰余金	利益剰余金 合計	その他 利益剰余金			
当期首残高	490,000	13,685	-	13,685	108,814	609,649	718,463	1,222,149	1,222,149		
当期変動額											
当期純利益又は 当期純損失(△)	-	-	-	-	-	192,623	192,623	192,623	192,623		
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
当期変動額合計	-	-	-	-	-	192,623	192,623	192,623	192,623		
当期末残高	490,000	13,685	-	13,685	108,814	802,272	911,086	1,414,772	1,414,772		

(単位:千円)

第23期
(自 2020年 1月 1日
至 2020年12月31日)

資本金	資本剰余金			利益剰余金			株主資本 合計	
	資本 準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合計	利益 準備金	その他 利益剰余金	利益剰余金 合計		
					繰越 利益剰余金			
当期首残高	490,000	13,685	-	13,685	108,814	802,272	911,086	1,414,772
当期変動額								
剰余金の配当	-	-	-	-	-	△ 500,000	△ 500,000	△ 500,000
当期純利益又は 当期純損失（△）	-	-	-	-	-	280,706	280,706	280,706
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	-	-	-	-	-	-	-	-
当期変動額合計	-	-	-	-	-	△ 219,293	△ 219,293	△ 219,293
当期末残高	490,000	13,685	-	13,685	108,814	582,978	691,792	1,195,478

注記事項

（重要な会計方針）

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	該当事項はありません。
2. 固定資産の減価償却の方法	有形固定資産（リース資産を除く） 定額法を採用しております。
3. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への 換算基準	外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。
4. 引当金の計上基準	賞与引当金 従業員に対し支給する賞与の支出に充てるため、賞与支給見込額の当事業年度負担額を計上しております。
5. リース取引の処理方法	リース資産 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。
6. その他財務諸表作成のための基本となる重要	(1) 消費税等の会計処理

な事項	<p>消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。</p> <p>(2) 連結納税制度の適用</p> <p>当事業年度より、連結納税制度を適用しております。</p>
-----	--

(未適用の会計基準等)

- ・「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）
- ・「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号 2020年3月31日）

(1) 概要

収益認識に関する包括的な会計基準であります。収益は、次の5つのステップを適用し認識されます。

ステップ1：顧客との契約を識別する。

ステップ2：契約における履行義務を識別する。

ステップ3：取引価格を算定する。

ステップ4：契約における履行義務に取引価格を配分する。

ステップ5：履行義務を充足した時に又は充足するにつれて収益を認識する。

(2) 適用予定日

2022年12月期の期首より適用予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

影響額は、当財務諸表の作成時において評価中であります。

- ・「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号 2019年7月4日）
- ・「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2019年7月4日）
- ・「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 2019年7月4日）
- ・「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日）

(1) 概要

国際的な会計基準の定めとの比較可能性を向上させるため、「時価の算定に関する会計基準」及び「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（以下「時価算定会計基準等」という。）が開発され、時価の算定方法に関するガイダンス等が定められました。時価算定会計基準等は次の項目の時価に適用されます。

- ・「金融商品に関する会計基準」における金融商品

また、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」が改訂され、金融商品の時価のレベルごとの内訳等の注記事項が定められました。

(2) 適用予定日

2022年12月期の期首より適用予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

影響額は、当財務諸表の作成時において評価中であります。

- 「会計方針の開示、会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」（企業会計基準第24号 2020年3月31日）

(1) 概要

関連する会計基準等の定めが明らかでない場合に、採用した会計処理の原則及び手続きの概要を示すことを目的とするものです。

(2) 適用予定日

2021年12月期の年度末より適用予定であります。

- 「会計上の見積りの開示に関する会計基準」（企業会計基準第31号 2020年3月31日）

(1) 概要

当年度の財務諸表に計上した金額が会計上の見積りによるもののうち、翌年度の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクがある項目における会計上の見積りの内容について、財務諸表利用者の理解に資する情報を開示することを目的とするものです。

(2) 適用予定日

2021年12月期の年度末より適用予定であります。

(貸借対照表関係)

第22期 2019年12月31日現在	第23期 2020年12月31日現在
*1 有形固定資産の減価償却累計額 建物付属設備 148,925千円 器具備品 152,202千円	*1 有形固定資産の減価償却累計額 建物付属設備 5,224千円 器具備品 18,390千円
*2 関係会社項目 該当事項はありません。	*2 関係会社項目 その他未払金 83,267千円

(損益計算書関係)

第22期 自 2019年 1月 1日 至 2019年12月31日	第23期 自 2020年 1月 1日 至 2020年12月31日										
該当事項はありません。	<p>*1 固定資産除去損</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;">器具備品</td> <td style="text-align: right; width: 40%;">10,910千円</td> </tr> <tr> <td>建物付属設備</td> <td style="text-align: right;">74,407千円</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: right;"><hr/></td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: right;">85,317千円</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: right;"><hr/></td> </tr> </table>	器具備品	10,910千円	建物付属設備	74,407千円		<hr/>		85,317千円		<hr/>
器具備品	10,910千円										
建物付属設備	74,407千円										
	<hr/>										
	85,317千円										
	<hr/>										

(株主資本等変動計算書関係)

第22期 自 2019年 1月 1日 至 2019年12月31日					第23期 自 2020年 1月 1日 至 2020年12月31日				
1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項					1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項				
株式の種類	当期首株式数 (株)	当期増加株式数 (株)	当期減少株式数 (株)	当期末株式数 (株)	株式の種類	当期首株式数 (株)	当期増加株式数 (株)	当期減少株式数 (株)	当期末株式数 (株)
発行済株式					発行済株式				
普通株式	34,090	-	-	34,090	普通株式	34,090	-	-	34,090
合計	34,090	-	-	34,090	合計	34,090	-	-	34,090
2. 配当に関する事項 (1)配当金支払額					2. 配当に関する事項 (1)配当金支払額				
該当事項はありません。					決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たりの配当額	基準日
					2020年 7月23日 取締役会	普通株式	100,000 千円	2,933.41円	2020年 6月30日
					2020年 11月24日 株主総会	普通株式	400,000 千円	11,733.64円	2019年 12月31日
									2020年 12月4日

(2) 基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの 該当事項はありません。	(2) 基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの 同左
---	--

(リース取引関係)

第22期	第23期
自 2019年 1月 1日 至 2019年12月31日	自 2020年 1月 1日 至 2020年12月31日
注記すべきリース取引を行っていないため、該当事項はありません。	同左

(金融商品関係)

第22期	第23期
2019年12月31日現在	2020年12月31日現在
1. 金融商品の状況に関する事項	
(1) 金融商品に対する取組方針	
当社は、資金運用については預金等に限定し、また、必要な資金についてはグループ会社より調達しております。デリバティブに該当する事項はありません。	
(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制	
当社が保有する金融資産は、主として預金、国内の取引先に対する未収委託者報酬、未収運用受託報酬及び未収投資助言報酬であり、取引先の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、ファイナンス＆コーポレート・サービス部において取引先ごとの期日管理及び残高管理を行う体制としております。	
未払金、未払消費税等及び未払法人税等は、短期間で決済されております。未払金には、外貨建でのものが含まれており、為替変動リスクに晒されております。当該リスクに関しては、ファイナンス＆コーポレート・サービス部においてリスク管理及び残高管理を行う体制としております。	
2. 金融商品の時価等に関する事項	2. 金融商品の時価等に関する事項
2019年12月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません。	2020年12月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません。
(単位：千円)	(単位：千円)

	貸借対照表 計上額(※)	時価(※)	差額		貸借対照表 計上額(※)	時価(※)	差額
(1)預金	1,315,970	1,315,970	-	(1)預金	1,166,384	1,166,384	-
(2)未収委託者報酬	345,451	345,451	-	(2)未収委託者報酬	319,860	319,860	-
(3)未収運用受託報酬	1,721,224	1,721,224	-	(3)未収運用受託報酬	1,809,040	1,809,040	-
(4)未収投資助言報酬	263,750	263,750	-	(4)未収投資助言報酬	241,699	241,699	-
(5)未払金	(890,695)	(890,695)	-	(5)未払金	(1,111,007)	(1,111,007)	-
(※) 負債に計上されているものについては、()で示しております。				(※) 負債に計上されているものについては、()で示しております。			
(注1) 金融商品の時価の算定方法				(注1) 金融商品の時価の算定方法			
(1)預金、(2)未収委託者報酬、(3)未収運用受託報酬、(4)未収投資助言報酬、並びに(5)未払金				(1)預金、(2)未収委託者報酬、(3)未収運用受託報酬、(4)未収投資助言報酬、並びに(5)未払金			
これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。				これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。			
(注2) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額				(注2) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額			
(単位：千円)				(単位：千円)			
	1年以内	1年超 5年以内	5年超		1年以内	1年超 5年以内	5年超
(1)預金	1,315,970	-	-	(1)預金	1,166,384	-	-
(2)未収委託者報酬	345,451	-	-	(2)未収委託者報酬	319,860	-	-
(3)未収運用受託報酬	1,721,224	-	-	(3)未収運用受託報酬	1,809,040	-	-
(4)未収投資助言報酬	263,750	-	-	(4)未収投資助言報酬	241,699	-	-

(有価証券関係)

第22期 2019年12月31日現在	第23期 2020年12月31日現在
1. その他有価証券で時価のあるもの 該当事項はありません。	1. その他有価証券で時価のあるもの 同左
2. 当期中に売却したその他有価証券	2. 当期中に売却したその他有価証券

注記すべき有価証券の売却取引を行っていないため、該当事項はありません。	同左
-------------------------------------	----

(デリバティブ取引関係)

第22期 2019年12月31日現在	第23期 2020年12月31日現在
該当事項はありません。	同左

(退職給付関係)

第22期 2019年12月31日現在	第23期 2020年12月31日現在
1. 採用している退職給付制度の概要 退職一時金規程に基づく退職一時金制度と企業型年金規約に基づく確定拠出年金制度を採用しております。なお当社が有する退職一時金制度は、簡便法により長期未払金及び退職給付費用を計上しております。	1. 採用している退職給付制度の概要 同左
2. 退職一時金制度 (単位：千円)	2. 退職一時金制度 (単位：千円)
(1) 長期末払金の当期首残高と当期末残高の調整表	(1) 長期末払金の当期首残高と当期末残高の調整表
長期未払金の当期首残高 892,434	長期未払金の当期首残高 911,360
退職給付費用 107,886	退職給付費用 103,176
退職給付の支払額等 △ 89,801	退職給付の支払額等 △ 45,394
その他 840	その他 700
長期未払金の当期末残高 <u>911,360</u>	長期未払金の当期末残高 <u>969,842</u>
(2) 退職給付費用 (単位：千円)	(2) 退職給付費用 (単位：千円)
簡便法で計算した退職給付費用 107,886	簡便法で計算した退職給付費用 103,176
3. 確定拠出制度 (単位：千円)	3. 確定拠出制度 (単位：千円)
確定拠出制度への要拠出額 48,065	確定拠出制度への要拠出額 47,290

(ストック・オプション等関係)

第22期	第23期
2019年1月1日 至 2019年12月31日	2020年1月1日 至 2020年12月31日
該当事項はありません。	同左

(税効果会計関係)

第22期 2019年12月31日現在	第23期 2020年12月31日現在
1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳 (単位：千円)	1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳 (単位：千円)
繰延税金資産	繰延税金資産
未払費用 185,797	未払費用 201,731
賞与引当金 164,191	賞与引当金 144,505
資産除去債務 38,754	資産除去債務 1,482
長期未払金 279,016	長期未払金 296,965
長期未払費用 325	長期未払費用 2,583
その他 3,758	その他 14,323
繰延税金資産合計 671,843	繰延税金資産合計 661,590
評価性引当額 △ 671,843	評価性引当額 △ 606,477
繰延税金資産の純額 -	繰延税金資産の純額 55,112
2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳	2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳
法定実効税率 30.62%	法定実効税率 30.62%
(調整)	(調整)
交際費等永久に損金に算入されない項目 4.22%	交際費等永久に損金に算入されない項目 4.57%
住民税均等割 0.02%	住民税均等割 0.04%
評価性引当額の増減 30.33%	評価性引当額の増減 △10.17%
その他 △0.09%	その他 △0.09%
税効果会計適用後の法人税等の負担率 65.12%	税効果会計適用後の法人税等の負担率 24.97%

3. 法人税等の変更等による影響

該当事項はありません。

3. 法人税等の変更等による影響

同左

(資產除去債務關係)

第22期 2019年12月31日現在	第23期 2020年12月31日現在		
資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの			
1. 当該資産除去債務の概要			
建物の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務等であります。			
2. 当該資産除去債務の金額の算定方法			
物件ごとに使用見込期間を見積り、割引率は使用見込期間に応じた割引率を使用して資産除去債務の金額を計算しております。			
3. 当該資産除去債務の総額の増減			
(単位：千円)	(単位：千円)		
当期首残高	37,355	当期首残高	37,460
時の経過による調整額	104	有形固定資産の取得に伴う増加額	38,045
当期末残高	<u>37,460</u>	時の経過による調整額	1,036
		資産除去債務の履行による減少額	△ 37,460
		当期末残高	<u>39,081</u>

(セグメント情報等)

第22期
(自 2019年 1月 1日
至 2019年12月31日)

1. セグメント情報

2. 関連情報

(1) 製品及びサービスごとの情報

(単位：千円)

	投資信託業	投資一任業	投資助言業	その他	合計
外部顧客への営業収益	1,186,168	6,004,849	619,974	1,026,725	8,837,718

(2) 地域ごとの情報

① 営業収益

本邦の外部顧客への営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

② 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

(3) 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称又は氏名	営業収益	関連するセグメント
A社(※)	4,015,511	投資一任業・投資助言業

(※) A社との間で守秘義務契約を負っているため、社名の公表は控えております。

3. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

該当事項はありません。

4. 報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

該当事項はありません。

5. 報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

該当事項はありません。

第23期

(自 2020年 1月 1日

至 2020年12月31日)

1. セグメント情報

当社は「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社であり、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っております。また「金融商品取引法」に定める投資助言・代理業、第二種金融商品取引業を行っております。上記の他に、資産運用に関する情報提供及びコンサルティング業務を行っております。当社は投資運用業、投資助言・代理業、第二種金融商品取引業及びこれらの附帯業務並びに資産運用に関する情報提供及びコンサルティング業務を集約した单一セグメントを報告セグメントとしております。

従いまして、開示対象となるセグメントはありませんので、記載を省略しております。

2. 関連情報

(1) 製品及びサービスごとの情報

（単位：千円）

	投資信託業	投資一任業	投資助言業	その他	合計
外部顧客への営業収益	1,057,846	5,893,355	596,632	532,590	8,080,425

(2) 地域ごとの情報

① 営業収益

本邦の外部顧客への営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

② 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

(3) 主要な顧客ごとの情報

（単位：千円）

顧客の名称又は氏名	営業収益	関連するセグメント
A社（※）	4,167,769	投資一任業・投資助言業
B社（※）	857,651	投資一任業・投資助言業

（※）A社及びB社との間で守秘義務契約を負っているため、社名の公表は控えております。

3. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

該当事項はありません。

4. 報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

該当事項はありません。

5. 報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

該当事項はありません。

(関連当事者情報)

第22期（自2019年1月1日 至2019年12月31日）

1. 関連当事者との取引

親会社及び法人主要株主等

開示すべき関連当事者取引を行っていないため、該当事項はありません。

兄弟会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金 又は 出資金	事業の 内容	議決権等 の被所有 割合	関係内容		取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
						役員の 兼任等	事業上の 関係				
親会社の 子会社	Russell Investments Group, LLC	アメリカ合衆国, ワシントン州 シアトル市	-	コーポ レート サポート	なし	兼任 1人	業務委託 契約の 締結	グループ会社 間取引の資金 決済	2,723,065	未払金	235,330

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) ラッセルインベストメントグループ会社間取引の資金決済については、Russell Investments Group, LLC を通じて決済されております。

取引金額の主なものは、Russell Investments Implementation Services, LLC との取引により発生した委託調査費の支払い（2,176,732千円）及びその他収益の受取り（496,248千円）であります。

なお、委託調査費及びその他収益については、グループ会社との間で合理的な基準により決定しております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

Russell Investments Japan Holdco 合同会社（非上場）

Russell Investments Group, Ltd.（非上場）

TA Associates Management, L.P.（非上場）

Reverence Capital Partners, L.P.（非上場）

(2) 重要な関連会社

該当事項はありません。

第23期（自2020年1月1日 至2020年12月31日）

1. 関連当事者との取引

親会社及び法人主要株主等

開示すべき関連当事者取引を行っていないため、該当事項はありません。

兄弟会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金	事業の内容	議決権等の被所有割合	関係内容		取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
						役員の兼任等	事業上の関係				
親会社の子会社	Russell Investments Group, LLC	アメリカ合衆国、ワシントン州シアトル市	-	コーポレートサポート	なし	兼任1人	業務委託 契約の締結	グループ会社間取引の資金決済	2,448,655	未払金	325,472

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) ラッセルインベストメントグループ会社間取引の資金決済については、Russell Investments Group, LLC を通じて決済されております。

取引金額の主なものは、Russell Investments Implementation Services, LLCとの取引により発生した委託調査費の支払い（1,952,288千円）及びその他収益の受取り（16,359千円）であります。

なお、委託調査費及びその他収益については、グループ会社との間で合理的な基準により決定しております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

Russell Investments Japan Holdco 合同会社（非上場）

Russell Investments Group, Ltd.（非上場）

TA Associates Management, L.P.（非上場）

Reverence Capital Partners, L.P.（非上場）

(2) 重要な関連会社

該当事項はありません。

（1株当たり情報）

第22期		第23期	
自 2019年 1月 1日	至 2019年12月31日	自 2020年 1月 1日	至 2020年12月31日
1株当たり純資産額	41,501.09円	1株当たり純資産額	35,068.31円
1株当たり当期純利益	5,650.43円	1株当たり当期純利益	8,234.27円

損益計算書上の当期純利益	192,623千円	損益計算書上の当期純利益	280,706千円
1株当たり当期純利益の算定に用いられた普通株式に関する当期純利益	192,623千円	1株当たり当期純利益の算定に用いられた普通株式に関する当期純利益	280,706千円
差額	-	差額	-
期中平均株式数		期中平均株式数	
普通株式	34,090株	普通株式	34,090株
なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。		なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。	

(重要な後発事象)

第22期	第23期
自 2019年 1月 1日 至 2019年12月31日	自 2020年 1月 1日 至 2020年12月31日
該当事項はありません。	同左

独立監査人の監査報告書

2021年3月19日

ラッセル・インベストメント株式会社
取締役会御中

PwCあらた有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
公認会計士 鶴田光夫 
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているラッセル・インベストメント株式会社の2020年1月1日から2020年12月31日までの第23期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ラッセル・インベストメント株式会社の2020年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- (注) 1. 上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. XBRL データは監査の対象には含まれていません。

公開日 2021年4月21日
作成基準日 2021年3月19日

本店所在地 東京都港区虎ノ門一丁目3番1号
お問い合わせ先 法務・コンプライアンス部